

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部改正【産業経済局企業立地支援部企業立地支援課】 2
- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館奉仕課】 6
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 8

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 9
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 14
- 北九州市長野津田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 15
- 北九州広域都市計画公園の変更案の縦覧【建設局公園緑地部緑政課】 16

北九州市告示第 2 1 2 号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 4 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

(北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部改正)

第 1 条 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱(平成 1 2 年北九州市告示第 3 6 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号を削り、同条第 1 0 号を同条第 9 号とする。

第 4 条第 1 項第 2 号中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改め、同項第 3 号本文中「替わる」を「代わる」に改め、同号ただし書中「、データ通信」を「又はデータ通信」に改め、「設置し、」の次に「及び」を、「施設をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 2 項中「市内に事業所を有する中小企業者等」を「市内中小企業」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項第 1 号中「地域再生計画エリア又は市内の自社が所有する土地」を「市内」に改める。

第 4 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(賃借による本社機能等の移転及び拡充に係る補助金の交付対象企業)

第 4 条の 5 賃借による本社機能等の移転及び拡充に伴う設備投資に係る補助金の交付を受けることができる企業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に、市内において本社機能等施設を賃借するための賃貸借契約を締結し、かつ、令和 5 年 3 月 3 1 日までに当該本社機能等施設の操業を開始していること。
- (2) 新規常用雇用者の人数が 2 0 人以上であり、かつ、当該新規常用雇用者の過半数が第 2 条第 3 号イに掲げる者であること。この場合において、市内新卒者又は障害者である新規常用雇用者については、その 1 人をもって 2 人の新規常用雇用者とみなして人数を算定する。
- (3) 補助金を申請する時点において、当該企業の市内における本社機能等施設の常用労働者の人員が、当該企業に係る直前の決算期における当該人員から 2 0 人以上増加していること。この場合において、市内新卒者又は障害者である新規常用雇用者については、その 1 人をもって 2 人の新規常用雇用者とみなして人数を算定する。

(4) 第4条第1項第4号から第8号までに掲げる要件

2 賃借による本社機能等の移転及び拡充に伴う交付対象新規常用雇用者に係る補助金の交付を受けることができる企業は、前項各号のいずれの要件にも該当し、かつ、交付対象新規常用雇用者が20人以上でなければならない。

第5条第4項各号列記以外の部分中「第4条の規定による補助金のうち」を「第4条第1項の」に改め、「おいて、」の次に「当該合計額に」を加え、同項第1号アからウまで以外の部分中「割合」を「額」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「第4条の2から前条までの規定による補助金のうち」を「第4条の2第1項、第4条の3第1項及び第4条の4第1項に規定する」に改め、「おいて、」の次に「当該合計額に」を加え、同項第1号中「新規常用雇用者等」を「新規常用雇用者」に改め、同条第8項中「前項の規定にかかわらず、第4条の2から前条までの規定による補助金のうち」を「第4条の2第2項、第4条の3第2項及び第4条の4第2項の」に、「加算するもの」を「加算した額」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第4条の5第2項の交付対象新規常用雇用者に係る補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象期間の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が零以下である場合は、零）とする。

(1) 基準日から12月まで 前項に規定する額

(2) 13月から24月まで 前項に規定する額から前号に規定する額を控除した額

(3) 25月から36月まで 前項に規定する額から前2号に規定する額の合計額を控除した額

(4) 37月から48月まで 前項に規定する額から前3号に規定する額の合計額を控除した額

(5) 49月から60月まで 前項に規定する額から前各号に規定する額の合計額を控除した額

第5条第7項中「交付対象新規常用雇用者に」を「第4条第2項の交付対象新規常用雇用者に」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、「とき」の次に「の前3項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第4条の5第1項の設備投資に係る補助金の額は、本社機能等施設の賃借に要した経費（賃借を始めた日（以下「基準日」という。）から60月間に要した経費に限る。）から敷金、権利金その他これらに類する諸経費

を除いた額の2分の1に相当する額（操業開始から60月間の新規常用雇
用者の雇用計画が100人以上の交付対象企業にあっては当該額が2億5
、000万円を超えるときは2億5、000万円、100人未満の交付対
象企業にあっては当該額が2、500万円を超えるときは2、500万円
）とする。この場合において、当該額に1、000円未満の端数を生じた
ときは、これを切り捨てるものとする。

第7条第1項中「企業立地促進補助金の」を「第4条から第4条の4まで
の規定により企業立地促進補助金の」に改め、同条第4項を次のように改め
る。

4 第4条の5の規定により補助金の交付を受けようとする企業は、申請書
等を、次の各号に掲げる補助対象期間の区分に応じ、当該各号に定める期
間内に市長に提出しなければならない。

(1) 基準日から12月まで 設備投資に係る補助金にあっては基準日
から起算して1年3月以内、交付対象新規常用雇用に係る補助金にあ
っては基準日から起算して2年3月以内

(2) 13月から24月まで 設備投資に係る補助金にあっては基準日
から起算して2年3月以内、交付対象新規常用雇用に係る補助金にあ
っては基準日から起算して3年3月以内

(3) 25月から36月まで 設備投資に係る補助金にあっては基準日
から起算して3年3月以内、交付対象新規常用雇用に係る補助金にあ
っては基準日から起算して4年3月以内

(4) 37月から48月まで 設備投資に係る補助金にあっては基準日
から起算して4年3月以内、交付対象新規常用雇用に係る補助金にあ
っては基準日から起算して5年3月以内

(5) 49月から60月まで 設備投資に係る補助金にあっては基準日
から起算して5年3月以内、交付対象新規常用雇用に係る補助金にあ
っては基準日から起算して6年3月以内

第7条に次の1項を加える。

5 企業立地促進補助金は、第4条若しくは第4条の4のいずれかの補助金
又は第4条の2、第4条の3若しくは第4条の5のいずれかの補助金のみ
申請することができる。

(北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部改正)

第2条 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を次のように改正す
る。

第2条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号から第9号まで

を1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第3号ただし書中「、北九州市産業用地を取得した企業」を削る。

第5条第4項第1号ア中「企業（）」を「市内に事業所を有する企業（）」に改め、「（ウに掲げる場合を除く。）」を削り、同号イ中「（ウに掲げる場合を除く。）」を削り、同号ウを削り、同条第5項第2号ア及びイ中「（ウに掲げる場合を除く。）」を削り、同号ウを削る。

第7条第3項を削り、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示中第1条の規定は令和2年5月1日から、第2条及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年10月1日前に第2条による改正前の北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱第4条各項、第4条の3各項又は第4条の4各項に規定する補助金の交付の要件を備えた企業に対する補助金の交付については、第2条による改正後の北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市告示第 2 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、図書館の資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立八幡図書館	株式会社図書館流通センター	北九州市小倉北区堺町一丁目 3 番 1 5 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立八幡図書館折尾分館			
北九州市立八幡図書館八幡南分館			
北九州市立門司図書館	株式会社日本施設協会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	
北九州市立門司図書館大里分館			
北九州市立門司図書館新門司分館			
北九州市立若松図書館			
北九州市立若松図書館島郷分館			
北九州市立戸畑図書館			
北九州市立小倉南図書館			

北九州市立小倉南図書館曾根分館	ター共同事業体		
北九州市立八幡西図書館	株式会社黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号	

北九州市告示第 2 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	大庭俊美	北九州市若松区大字竹並 7 2 0 番地 1
変更後	白石一則	北九州市若松区大字竹並 7 8 5 番地

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 5 日

北九州市公告第318号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

30メートル級はしご付消防自動車 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和3年2月26日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成22年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。

(4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和2年6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年6月4日から同月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月17日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年6月16日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年6月17日午後2時10分

6 契約の締結

(1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of 30 m class Aerial ladder

Quantity: 1 unit

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 17, 2020

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 16, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division, Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 3 1 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 5 月 7 日 第 7 5 5 0 0 1 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区長尾五丁目 8 4 番 9 及び 8 4 番 1 0	2 . 3 0	6 . 0 4

北九州市公告第 3 2 0 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、北九州市長野津田土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 2 年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

氏名	住所
大迫行美	北九州市小倉南区長野一丁目 1 7 番 2 2 号
小関七郎	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2 番 5 号
池永昭二	北九州市小倉南区湯川新町四丁目 1 5 番 2 4 号
井上 猛	北九州市小倉南区長野本町二丁目 4 番 3 7 号
乙木義美	北九州市小倉南区長野本町一丁目 9 番 2 6 号
金丸トミヨ	北九州市小倉南区津田二丁目 6 番 2 号
早田憲雄	北九州市小倉南区長野本町一丁目 2 番 1 2 号
牧村英孝	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2 番 7 号
松尾悦子	北九州市小倉南区大字長野 7 0 3 番地
渡辺佳則	北九州市小倉南区曾根新田南三丁目 3 番 2 4 号

北九州市公告第 3 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 2 年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を変更する都市計画の名称

2・2・6 1 7 号 香月北公園

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北九州市八幡西区香月中央一丁目 2 番

4 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

5 縦覧期間

令和 2 年 5 月 7 日から同月 2 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

6 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 2 年 5 月 2 1 日までに第 4 項の縦覧場所に到着するよう提出すること。